13　その他特記事項

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

苦情処理手続は法第69条の２第６項第１号に規定する苦情処理手続であって信用事業等に係るものをいう。

紛争解決手続は法第69条の２第３項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。

（保険業法施行規則の一部改正）

**第二十条**　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第四編　雑則（第二百四十条―第二百四十八条）」を

「第四編　指定紛争解決機関
第一章　通則（第二百三十九条の二―第二百三十九条の五）
第二章　業務（第二百三十九条の六―第二百三十九条の十三）
第三章　監督（第二百三十九条の十四・第二百三十九条の十五）
第五編　雑則（第二百四十条―第二百四十八条）」

に改める。

第一条中「又は「公告方法」を「、「公告方法」、「指定紛争解決機関」、「生命保険業務」、「損害保険業務」、「少額短期保険業務」、「保険仲立人保険募集」、「保険業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」に、「又は公告方法」を「、公告方法、指定紛争解決機関、生命保険業務、損害保険業務、少額短期保険業務、保険仲立人保険募集、保険業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約」に改める。

第一条の二の二第一項第一号ハ⑴中「第二百十一条の八十二を除く。）」の下に「、第四編」を加える。

第五十二条の三第一項各号列記以外の部分中「規定する」の下に「類似する取引であって」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　法第九十八条第一項第八号に規定する保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

第五十二条の十三の三中「（以下この条から第五十二条の十三の二十四まで」を「（第五十二条の十三の五から第五十二条の十三の二十四まで」に、「以下この条から第五十二条の十三の二十四まで」を「第五十二条の十三の七の二から第五十二条の十三の二十四まで」に改める。

第五十二条の十三の四を次のように改める。

**第五十二条の十三の四**　削除

第五十二条の十三の五を次のように改める。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

**第五十二条の十三の五**　準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第五十二条の十三の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項（定義）に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

第五十二条の十三の六第一項中「第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法」の下に「第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、」を加える。

第五十二条の十三の七第一号中「第五十二条の十三の十第一項各号」を「第五十二条の十三の七の三第一項各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

**第五十二条の十三の七の二**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二　対象契約が特定信託契約である旨

三　復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ　準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ　対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四　承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五　復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

**第五十二条の十三の七の三**　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ　保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２　前項各号に掲げる方法は、保険金信託業務を行う生命保険会社等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。